

安全・生活

Jアラートの全国一斉情報伝達試験の追加実施について

消防庁による令和2年度のJアラート全国一斉情報伝達試験の日程に8月5日が追加されました。試験では、防災行政無線及び戸別受信機から試験放送が流れるとともに、たんぼぼメールの配信も行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【令和2年度試験実施日】		
5月20日(水)	午前11時	実施済
8月5日(水)	午前11時	追加分
10月7日(水)	午前11時	
2月17日(水)	午前11時	

※防災行政無線の放送内容は、電話(072-739-3400)で聞き直すことができます。

問 || 総務課危機管理室
☎ 739-3415

花火による火災の防止

子どもが花火をする際は必ず大人が付き添い、次のことに注意してください。

- ①他の人の迷惑にならない時間と場所で行う。燃えやすいものがある場所ではしない
- ②人や家に向けない
- ③風の強いときはしない
- ④水を入れたバケツなどを用意し、使用後は水をかけて後始末する

⑤ごみは必ず持ち帰る
問 || 箕面市消防本部予防室
☎ 724-6005

豊能警察署管内の特殊詐欺発生状況 (令和2年6月分)

豊能町	電話等認知件数	1件
	被害件数	2件
	被害額	約137,000円
能勢町	電話等認知件数	0件
	被害件数	0件
	被害額	0円

交通事故発生状況

(令和2年6月中の速報値)
豊能警察署交通課

種別	豊能町	能勢町	合計
人身事故	1件	0件	1件
死者数	0人	0人	0人
重傷者数	0人	0人	0人
軽傷者数	1人	0人	1人
物損事故	27件	15件	42件
総件数	28件	15件	43件

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中

豊能町交通事故をなくす運動推進本部

昨年とのごみ量比較 (5月分)

単位：トン

	今年	昨年	対前年比
可燃ごみ	383.27	403.80	-5.1%
粗大ごみ	10.45	22.61	-53.8%
不燃ごみ	23.93	20.44	17.1%
蛍光灯	0.13	0.13	0.0%
乾電池	0.42	0.31	35.5%
空きビン	11.99	10.65	12.6%
空きカン	5.14	4.14	24.2%
紙類等	36.42	44.38	-17.9%
容器包装プラスチック類	17.64	16.82	4.9%
ペットボトル	3.16	3.07	2.9%
植木剪定くず	15.00	11.00	36.4%
食用廃油	0.16	0.20	-20.0%
小型家電	0.09	0.10	-10.0%
計	507.80	537.65	-5.55%

※容器包装プラスチック類
(注) 速報値のため数値が変わることがあります。

【8月】資源とごみの収集日～分ければ資源、燃やせばごみ～

	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	紙類等	空きビン	空きカン	容器包装プラスチック類 ペットボトル	植木剪定くず	
余野・川尻・木代・切畑・野間口 高山・牧・寺田・希望ヶ丘	火・金	12	19	19	26	5 19	12 26	粗大ごみ 有料・予約制(環境課☎736-1190事前に申し込みしてください) 受付時間:午前9時～午後5時
吉川・ときわ台	火・金	13	20	20	27	6 20	13 27	食用廃油 役場本庁・吉川支所に回収ボックスを設置(各施設午前9時～午後5時まで投入可能、土・日・祝日・年末年始は投入不可)
東ときわ台	月・木	11	18	18	25	4 18	11 25	使用済小型家電 役場本庁・中央公民館・吉川支所・西公民館に回収ボックスを設置(各施設開庁時間中に投入できます)
光風台	月・木	14	21	21	28	7 21	14 28	
新光風台(保の谷含む)	火・金	13	17	20	27	3 17	10 24	

2カ月で総額400万円!! 次々に布団を買わされた!

訪問販売で次々と羽毛布団などを買わされ、家の中に未使用の布団がたくさんある。2カ月前から同じ業者が何度も来て、勝手に部屋に上がり込み布団を置いていった。布団は特に必要なかったが仕返しが怖くて断れず、今まで誰にも相談できなかった。支払いは全て現金で、業者と一緒に郵便局に行ってお金を下ろしたこともあり、総額で400万円以上支払っている。業者に「暗証番号を教えてくださいれば自分が下ろしてあげよう」と言われたこともあったが、それは断った。契約書は6枚あるが、一度に300万円払ったものと最後に契約したもののしか覚えていない。

(90歳代 女性)

【お悩み助言】

・訪問販売で高齢者に布団などを次々と購入させるトラブルが後を絶ちません。一人暮らしや判断力が不十分な高齢者などを狙い、強引に契約させる手口が目立ちます。
・中には契約書を渡さないばかりか、業者名なども明かさず売っていたり、過去に売っていた布団等を回収したりして、足がつかないようにする悪質なケースもあります。

このようなトラブルでは、被害に遭ったことを恥だと感じたり業者に対して恐怖心を抱いたりして誰にも相談せず被害が拡大してしまつてしまうことがあるため、身近な人による見守りが不可欠です。

・事例のような悪質な業者は、見守りの体制ができていない家を狙いません。家に見知らぬ人が出入りしていないか、家の中に不要なものや契約書などがなかなかなど、身近な人が日ごろから気を配りましょう。



※見守り新鮮情報より

「見守り」と「気づき」のポイント 等高齢者の被害を防ごう

〜住まいの様子〜

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品や力二などがないか。
- 新品のふとんなど、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか。

- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や景品類などがでないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。

〜高齢者本人の言動や態度など〜

- 不審な電話のやりとりや、電話口で困っている様子はないか。
- 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか。

【お悩み助言】

・右記のチェックポイントを参考に認知症等高齢者の居宅や言動などの生活状況の変化などに日ごろから注意を払いましょう。

・契約しても、場合によっては、契約を解除できる場合があります。

困ったときは、一人で悩まず消費生活コーナーにご相談ください。

【消費生活に関するご相談は】

相談日 月・火・木・金曜日
午前9時30分から午後5時まで
※来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。

問 消費生活コーナー
☎739-0001 (内線2515)

※見守り新鮮情報より



水道の閉栓届について

町外への転出や、町内での転居の場合は、閉栓届をご提出ください。(電話でのご連絡も受け付けています。)
閉栓作業時に水道メーターを検針し、水道料金等の精算を行います。

作業スケジュールにより、ご希望の日に関栓できない場合がありますので、あらかじめ電話などで豊能水道センターへご相談ください。

また、町内での転居の場合は、口座振替を新たに契約する必要がありますので、ご利用の金融機関へ届出しいただきますようお願いいたします。(届出印、通帳および使用者番号が分かるものが必要です。)

問 豊能水道センター
☎739-3311

井戸水等を使用されている方へ （使用人数の変更届けについて）

井戸水等（下水道以外の山水等を使用されている場合も含む。）を使用されている家庭で、転入・転出・出生・死亡などで、世帯の構成人数に変更が生じた場合は、下水道使用料も変更になりますので、「公共下水道使用者変更届」により、変更届の提出をお願いします。

また、井戸水等を使用するようになった場合や使用しなくなった場合も都市計画課までご連絡いただきますようお願いいたします。

問Ⅱ都市計画課 ☎7399・34255

犬の登録と狂犬病予防接種

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬を飼っている方は、犬の登録が義務付けられています。また、他の市町村から転入、登録鑑札の紛失された場合、環境課に申請してください。

・新規登録手数料 3,000円
・鑑札再交付手数料 1,000円

毎年4月1日から6月30日までの間、狂犬病予防接種を受けなければならぬと法律で規定されています。本年度は新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、令和2年12月31日までの間に狂犬病予防注射を受けさせた時は、

規定期間に受けたものとみなすこととされました。まだお済みでない方は、

最寄りの動物病院で接種をお済ませください。接種されました飼い主の方は、注射済証明書をご持参のうえ環境課までお越しください。注射済票を交付いたします。

・注射済票交付手数料 550円
次の町内の動物病院では、犬の登録・予防注射・注射済票交付ができます。

・武美動物病院
光風台6丁目25番地の1
電話番号 7388・30255
・フランスス・アニマル・クリニック
東ときわ台7丁目1番地の6
電話番号 7388・1811

※【受付窓口のご案内】

《吉川支所2階 環境課》

犬の登録・注射済票の交付等全ての手続き。

《役場 税務課》

注射済票の交付の受付。（犬の登録済みの方に限る。）

《郵送手続き》

環境課にお問い合わせ下さい。

問Ⅱ環境課 吉川支所2階
☎7366・11900

愛犬には首輪やリードの装着を!!

室内や庭などの、囲まれた空間で飼育しているからと、外出の際に首輪やリードを付けずに放し飼いにしている犬を見かけます。

犬を放し飼いにすると、他人の土地や田畑に入り込んで糞尿をしたり、作物を荒らしたりするなどのトラブルの原因になり環境課にも苦情が寄せられています。

また、大きな音などに驚いて玄関先から飛び出してしまい、普段出られるはずのないところから出ていき、そのまま迷い犬や放浪犬になってしまう悲しい出来事もあります。

こうした放浪犬や迷い犬は、連絡先がわからないと、飼い主のもとへ帰れないだけでなく、飼い主がいなくともなされ、大阪府動物管理指導所に捕獲・収容されることがあります。愛犬がもとの飼い主のもとに帰れるよう、『鑑札』『注射済票』『迷子札』などの識別器具の装着も忘れないようにしましょう。

愛犬がいなくなると悲しい思いをしないよう、また、周りの人に迷惑をかけるないように、愛犬には首輪やリードを装着し、放し飼いはやめましょう。

問Ⅱ環境課 ☎7366・11900

猫の糞尿について

最近、犬以外に猫についても、「庭などに糞尿をされて困っている」などの苦情が寄せられています。猫は犬などとは違い、けい留せずに飼育されていることが多いため、近隣に知らずに迷惑をかけている場合があります。また、善意で野良猫にエサを与えていることも猫が定住したり、他の猫を呼び寄せる機会となってしまいます。

○家の中の糞尿のしつけ
・家にトイレを設け、常時そこで糞尿をするようしつけましょう。

○猫にむやみにエサを与えない
・野良猫など、見かける猫にエサを与えないようにしましょう。

問Ⅱ環境課 ☎7366・11900

